

介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務委託契約書

社会医療法人 寿人会（以下「委託者」という。）と.....（以下「受託者」という。）は、介護保険法（以下「法」という。）と関係する法令の規定に基づき、介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務の一部を委託することについて、次のとおり契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務の内容等）

第1条 委託業務の内容は、次に定めるとおりとする。

- (1) 利用者との契約締結（契約の代行）
 - (2) アセスメント
 - (3) 介護予防サービス・支援計画書原案の作成
 - (4) サービス担当者会議の開催
 - (5) 介護予防サービス・支援計画書の交付・説明
 - (6) サービス提供の連絡・調整
 - (7) モニタリング
 - (8) 評価
 - (9) 給付管理業務
 - (10) 要介護・要支援・総合事業対象者認定の申請に係る援助
 - (11) その他関係機関との連携に係る業務等
- 2 受託者は、委託者から利用者ごとの委託業務を行う指示を受けてから、速やかに本業務を履行しなければならない。

（実施の方法）

第2条 委託者は、受託者に対し委託業務の対象となる利用者を通知する。受託者は、委託の通知を受けて速やかに当該利用者を訪問し、前条各号の業務を実施するものとする。

- 2 受託者は、介護予防サービス・支援計画書を作成した後、内容について委託者の指示する方法で委託者に報告しなければならない。
- 3 受託者は、利用者の状況についてモニタリング・評価を実施した場合は、その内容について委託者の指示する方法で委託者に報告しなければならない。
- 4 受託者は、受託者が担当する利用者が介護予防サービスを利用した場合は、委託者の指示する方法で委託者に報告しなければならない。
- 5 受託者は、受託者が担当する利用者について指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所と連携し、当該施設の利用を開始した場合は、委託者の指示する方法で委託者に報告しなければならない。

（業務の指示）

第3条 委託者は、委託業務について、受託者に必要な指示ができるものとする。

- 2 受託者は、受託業務の実施に関して委託者より指示があった場合は、委託者の指示に従って、受託業務を実施しなければならない。

（サービス計画の修正）

第4条 委託者は、受託者から介護予防サービス・支援計画原案、給付管理原案等の提出を受けた後、その内容を調査し、修正がある場合は、その旨を受託者に申し出、必要に応じて委託者の指示する方法で速やかに受託者に報告させるものとする。

（委託の期間）

第5条 委託期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

但し、委託者、受託者いずれかより期間満了の日の1ヶ月前までに契約終了を申し出ない時は、自動的に更に1年間延長され、以後はこの例によるものとする。但し、委託者が指定介護予防支援事業所に係る指定を受けている期間に限る。

(受託者の義務)

第6条 受託者は、介護支援専門員に受託業務を行わせるものとする。

2 受託者は、介護支援専門員に常に身分証を携行させなければならない。

3 受託者は、受託業務に従事する者について、その研修の機会を確保し、その資質の向上に努めるものとする。

(委託料の額)

第7条 委託者は、委託業務の実施に要する費用として、別紙に定める金額を受託者に支払うものとする。

(委託金額の支払)

第8条 受託者は、担当する利用者がサービス等を利用した場合は、当該月の委託業務にかかる費用として委託料を請求する。

2 受託者は、前項に規定する請求を委託者が定める期日までに行うとともに、利用者の当該月のサービス利用実績について記載した必要書類を合わせて提出するものとする。

3 委託者は、前項に規定する請求を受けた時はその内容を精査し、請求書を受領した日の属する翌月の末日までに、受託者に対して委託料を支払うものとする。

4 委託者が前項に規定する委託料の請求に係る介護報酬の支払を受けることができない場合については、前項の規定にかかわらず、当該報酬の支払を受けた月の末日までに受託者に支払うものとする。

(再委託等の禁止)

第9条 受託者は、この契約の履行について、委託業務の全部又は一部を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。

(事故発生時の報告)

第10条 受託者は、本業務の処理に関し、事故その他契約の履行を行ない難い事由が生じたときは、直ちに委託者に報告し、その指示に従うものとする。

(監督及び調査)

第11条 委託者は、受託者に対して本業務の処理状況について調査し、または報告を求めることができる。

(不履行責任)

第12条 受託者は、本業務について、契約条項に定められたとおり履行できなかつたときは、遅滞なく委託者に報告しなければならない。

2 受託者は、前項の場合において委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(善管注意義務)

第13条 受託者は、この契約の履行にあたっては、常に善良なる管理者の注意をもって委託業務をなす責めを負うものとする。

(契約の解除)

第14条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) この契約に違反したとき

(2) 指定居宅介護支援事業者の指定を取り消されたとき

(3) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）違反し委託業務を適正に実施することが困難であると認められるとき

(4) 鯖江市地域包括支援センター運営協議会において、委託が適当でない判断されたとき

(損害賠償)

第15条 受託者は、その責めに帰すべき事由により委託業務の処理に関し委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

- 第16条 受託者及び受託者が使用する者は、受託業務を実施する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報を正当な理由なく第三者に漏洩してはならない。
- 前項の規定は、この契約の終了後も継続するものとする。
 - 受託者は、委託者が利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いてはならない。また家族の個人情報についても予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等においてその個人情報を用いてはならない。
 - 受託者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（磁気媒体情報及び伝送情報を含む）について、善良な管理者の注意を持って管理し、また処分する際にも第三者への漏洩を防止する責務を負うものとする。
 - 受託者は委託者から提供された業務上の個人情報及びその他の情報の取扱いについて、委託者の指示に従い返還する義務を負う。
 - 受託者は本業務を行う上で知り得た個人情報を、本来の目的とする以外のものに利用してはならない。

(関係書類の整備)

- 第17条 受託者は、委託業務の処理状況を明らかにした書類を整備し、第5条の規定による委託期間満了の日から5年間保存しなければならない。

(疑義等の決定)

- 第18条 本契約の定めのない事項及び本契約に関し疑義が生じた場合は、介護保険法その他関係法令に定めるところにより処理するものとする。
- 前項に定めのない事項については、委託者受託者協議の上、定めるものとする。但し、協議の内容に関しては委託者の所在する保険者に報告する。

(合意裁判管轄)

- 第19条 本契約について、やむを得ず訴訟となる場合は、委託者の所在地を管轄する裁判所を第1審管轄裁判所とする。

この契約の締結の証として、本書2通を作成し、委託者・受託者記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

委託者（指定介護予防支援事業者） 所在地 〒916-0025 福井県鯖江市旭町4丁目4番9号

法人名 社会医療法人 寿人会

代表者 理事長 木村知行

Ⓜ

受託者（指定居宅介護支援事業者） 所在地

法人名

代表者

Ⓜ

別紙 委託料（第7条関係）

介護予防支援費の単価

	委託料	
要支援1・2	単価	4,420円/件
	初回加算	3,000円/件
	委託連携加算	3,000円/件

介護予防ケアマネジメント費の単価

介護予防ケアマネジメントの種類	委託料	
原則的な介護予防ケアマネジメント (ケアマネジメントA)	単価	4,420円/件
	初回加算	3,000円/件
	委託連携加算	3,000円/件
簡略化したケアマネジメント (ケアマネジメントB)	単価	2,150円/件
	初回加算	3,000円/件
	委託連携加算	3,000円/件
初回のみ介護予防ケアマネジメント (ケアマネジメントC)	単価（初回のみ）	1,510円/件
	初回加算	3,000円/件

※ 委託連携加算内容

利用者1名につき指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所に委託する初回に限り、所定単位数を算定する。

令和6年4月からの介護予防支援費、介護予防マネジメント費の減算

減算	令和6年4月改定	単価
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の1.0%	4,380円
業務継続計画未策定減算（令和7年4月1日～適用）	所定単位数の1.0%	4,380円

別 表

1	事業所種別	
	事業所名称	
	管理者氏名	
	事業所所在地	
	メールアドレス	
2	事業所種別	
	事業所名称	
	管理者氏名	
	事業所所在地	
	メールアドレス	
3	事業所種別	
	事業所名称	
	管理者氏名	
	事業所所在地	
	メールアドレス	
4	事業所種別	
	事業所名称	
	管理者氏名	
	事業所所在地	
	メールアドレス	
5	事業所種別	
	事業所名称	
	管理者氏名	
	事業所所在地	
	メールアドレス	

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報保護の重要性を認識し、その業務の実施に当たっては、個人の権利および利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。期間が終了し、または解除された後においても、同様とする。

2 受託者は、この業務に従事している者に対して、在職中および退職後において、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(収集の制限)

第3 受託者は、その業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 受託者は、その業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失およびき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用および提供の制限)

第5 受託者は、委託者の指示または承認があるときを除き、その業務に関して知り得た個人情報を業務の目的以外の目的に利用し、または提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 受託者は、その業務を処理するために委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾なしに複写し、または複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 受託者は、委託者の承認があるときを除き、個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

第8 受託者は、その業務を処理するため委託者から提供を受け、または自らが収集し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに委託者に返還し、または引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(実地調査)

第9 委託者は、必要があると認めるときは、受託者がその業務の執行に当たり取り扱っている個人情報
情報の状況について、随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第10 受託者は、ここに定める特記事項に違反する事態が生じ、または生じるおそれがあることを知
ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。